

里親

10月は里親制度推進月間

新しい家族の形です

子どもが、明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が大切です。しかし、両親や家庭の事情（病気・事故・家出・離婚など）で、どうしても家族と一緒に生活できない子どもたちもいます。このような子どもたちの養育を、児童福祉法に基づいて、里親となることを希望する方をお願いするのが「里親制度」です。多くの皆さんに、この制度の意義をご理解いただき、里親としてご協力いただくことを願います。

問い合わせ こども家庭課（内線164）



川越児童相談所及びはつかり会（埼玉県里親会川越支部）では、制度をもっと理解していただくため、「里親希望者相談会」里親になりませんか」を左記のとおり開催します。ご都合のよい日に気軽におでかけください。

「里親希望者相談会 里親になりませんか」のご案内

●第1回

日時 10月18日(土)、受付 午後1時～1時30分、相談会 午後1時30分～3時30分

場所 川越児童相談所 会議室
(川越市宮元町33-1)

●第2回

日時 10月26日(日)、受付 午後1時～1時30分、相談会 午後1時30分～3時30分

場所 川越児童相談所 会議室
(川越市宮元町33-1)

内容

1. 里親から養育体験を聞く
2. 里親制度の説明等を予定しています（無料）

問い合わせ

こども家庭課（内線164）
埼玉県川越児童相談所

☎ 223-4152

里親の種類は？

里親の種類には、次のような里親があります。

1. 長期間または養子縁組を前提として、子どもを養育する養育里親
2. 1年以内の期間を定めて、子どもを養育する短期里親
3. 虐待等を受けて心に傷を負った子どもを2年以内の期間を決めて養育する専門里親
4. 両親等の死亡、行方不明、拘禁等の理由で保護の必要がある三親等内の子どもを養育する親族里親

養育中の支援は？

生活環境も習慣も全く違う大人と子どもが、新しい家族となり、新しい家庭を築いていく楽しみはつきないものですが、子育ての悩みはいろいろあります。

児童相談所では、ケースワーカーが里親と十分な連携をとり子育てについての相談や助言をします。子どもをお願いした直後には、里親交流会として月1回の研修を実施しています。

養育費として、里親手当、生活費、学校教育費、お子さんの医療費などが、公費で支給されます。所得税法の扶養控除が受けられます。

※里親希望相談会にお越しになる場合は、事前にお申し込みください。

また里親制度に関心のある方は、はつかり会（埼玉県里親会川越支部）のホームページをご覧ください。
<http://www.hatukarikai.net>



平成21年度 保育所・学童保育室 入所(室) 受付を行います

町では、平成21年度の保育所入所、学童保育室入室の申込み受付を次のとおり行います。

問い合わせ 子育て家庭課 (内線163)

保育所

入所資格

平成15年4月2日から平成20年9月30日までに生まれ、町内に居住し、保護者が就労などにより保育できない児童
必要書類

- ①入所申込書
- ②就労証明書または保育に欠けることを証明する書類
- ③家庭調査票

※①②③の書類は役場こども家庭課及び各保育所で配布します
受付日時 11月19日(水)・20日(木)、午前9時～正午・午後1時30分～4時

受付場所 役場3階会議室
面接 受付時に面接を行いますので、お子さんをお連れください。

学童保育室

入室資格

町立小学校の1～4年生で、保護者の就労などで家庭がいつも留守の児童。
必要書類

- ①入室申込書
- ②就労証明書または保育に欠けることを証明する書類

※①②の書類は役場こども家庭課及び各学童保育室、各保育所で配布します。
受付日時

▼藤久保学童保育室、竹間沢学童保育室の入室申込み↓11月12日(水)、午後3時～6時

※町内の私立認可保育所の申込方法も同様です。

▼北永井学童保育室、(仮称)上富学童保育室、唐沢学童保育室の入室申込み↓11月13日(木)、午後3時～6時

受付場所 藤久保公民館ホール

面接 受付時に面接を行いますので、お子さんをお連れください。

受付期間 申込み一斉受付日以降は次の日程で、こども家庭課で随時受け付けます。

保育所・学童保育室の 申込受付期間

1次受付…保育所は平成20年11月21日(金)～平成20年12月12日(金)まで
学童保育室は平成20年11月14日(金)～平成20年12月12日(金)まで

2次受付…保育所・学童保育室共に平成20年12月15日(月)～平成21年2月13日(金)まで

妊婦健康診査助成制度 のお知らせ

妊婦健康診査にに伴い2回分の助成が開始されます。平成20年10月1日からの受診した健康診査から適用になります。

問い合わせ 保健センター ☎258-11236

1. 対象

- ①町内に住民登録又は外国人登録を有する人
- ②母子手帳の交付を受けた人
- ③10月1日以降の出産で、健康診査受診票(妊婦) 5回分を除く自費で受診した分

【例】母子健康手帳記載の受診回数が14回、受診票を使用した健康診査の回数が5回の場合14回-5回(受診票を使用した健康診査の回数)＝9回 9回のうち2回×5,950円＝11,900円を助成します。

2. 助成金の内容

健康診査受診1回につき(5,950円)×2回分を助成します。

3. 申請方法

妊婦健康診査を受けられた人が、出産後(流産・死産含む) 3か月以内に保健センターまたは健康福祉課窓口で申請してください。申請書審査後に、指定の口座にお振込みします。

4. 申請時に持参するもの

- ①母子手帳(健康診査の受診を確認できる記載のあるもの。)
- ②領収書等(母子手帳で健康診査の受診の確認ができない場合。)
- ③印鑑(シヤチハタ不可)
- ④妊婦本人名義又は保護者の通帳(ゆうちょ銀行は除きます。)